

年金の受給資格期間が 25年から10年に短縮されます

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

◆資格期間（納付期間）

つぎの期間を合計したものが10年以上あれば年金を受け取ることができます。

- 国民年金保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間
- 合算対象期間（老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間のことです。）

※年金額は納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は満額を受け取れます。

（10年間の納付では、受け取る年金額は概ねその4分の1となります。）

「短縮」の黄色い封筒が届いた方へ

新たに年金を受け取れる方に、日本年金機構より **短縮** と記載された **黄色** の封筒をお送りしていますので、お手元に封筒が届きましたら、「ねんきんダイヤル」（☎0570-05-1165）で予約のうえ速やかにお手続きをお願い致します。

◆ 国民年金の免除期間・納付猶予期間がある方へ ◆

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認をうけられた期間がある場合、保険料を全額納めた方に比べて将来受け取る年金額が少なくなります。

年金額を増やすため、免除期間等の保険料について10年以内であれば遡って納めることができます。（追納制度）

※一部免除を受けていた方は納付すべき保険料を納付していることが条件です。

追納のお申し込みを希望・相談される方は、お近くの年金事務所までお願い致します。

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114（担当：小室）
大河原年金事務所 ☎0224-51-3115



「地域の活性化及び町民サービスの向上」 に向けての包括連携協定を締結

6月23日に七ヶ宿町と仙南信用金庫は、「地域の活性化に関する包括連携協定」を締結しました。この協定は昨年12月に包括連携協定を締結した東北財務局主催の「仙南地域金融フォーラム」での議論がきっかけで実現しました。



▲小関町長（左） 仙南信用金庫 渡邊理事長（右）



地域の活性化及び町民サービスの向上を目的に、相互の資源を有効活用しながら協働連携していきます。町の人口減少対策として定住促進に向けて住宅ローンの相談や、民間企業の投資相談、全国250以上の信用金庫へのネットワークを活用し、町のブランド商品の販路開拓支援など多岐にわたる連携事業に取り組む予定です。